

2024年度
(令和6年度)

事業計画書

公益財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団

2024年度事業計画書

I 事業概要

1 定款に定める目的（第3条関係）

この法人は、公園緑地整備等による緑地保全を推進し、緑化思想の普及啓発、及び文化とスポーツの振興を図ることにより、木津川市における都市緑化の推進及び市民の体力を増進し、もって地域住民の快適な生活環境づくりに寄与することを目的とします。

2 定款に定める事業（第4条関係）

- (1) 都市緑化基金の造成、管理及び運用
- (2) 文化とスポーツの推進事業
- (3) 地域団体等が行う緑化推進事業及び文化とスポーツ事業に対する助成及び協賛
- (4) 地域住民を活用した公園緑地整備
- (5) 都市緑化、緑地保全、公園緑地整備及び文化、スポーツを推進するための講演会、講習会、研究会、展示会等の開催
- (6) 都市公園及びこれらに類する施設、文化、スポーツ施設の管理運営
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 事業方針

○緑と文化・スポーツ振興事業団としての役割

市民の皆様に身近な事業団として、緑化思想の普及啓発、及び地域の文化・スポーツの振興と地域住民の快適な生活環境づくりに寄与するため、積極的な事業の展開を図ります。そして、より市民に密着し地域の特性や特徴を尊重し活かしながら、緑化推進や文化・スポーツ活動を通じた地域振興事業を実施します。

○管理施設を活用した文化・スポーツ活動の推進

木津川市中央交流会館・西部交流会館を2024年度から5年間、引き続き指定管理者として委託を受けることとなりました。

市民にとって親しみのある身近な施設で、気軽に文化・スポーツにふれ合う機会を提供し、その活動を通じて互いに交流を図るため、幅広い市民を対象とした参加型・交流事業等を実施します。

4 事業構成

(1) 公益目的事業

定款第4条 第2号事業及び第3号事業、第5号事業

事業番号	事業内容
公1	緑化推進及び文化活動を通じた地域振興事業
公2	スポーツ活動を通じた地域振興事業

(2) 収益事業

定款第4条 第6号事業及び第7号事業

事業番号	事業内容
収1	施設を公益目的とした事業以外に貸与する事業及び施設利用者に対するサービス等事業

II 組織（役員及び職員）

役員	
理事	3名
監事	1名
評議員	4名

職員	
正職員	2名
臨時職員（事務系）	5名
臨時職員（作業系）	5名

III 事業計画

1 公益目的事業

○緑化推進及び文化活動を通じた地域振興事業について（公1）

1) 緑化推進に関する事業

【定款第4条第5号事業】

市内が緑豊かなまちとなるよう、地域の一人一人が家庭の緑化に積極的に
に関心を持ち取り組んでいただけるよう、快適な生活環境づくりの推進に
寄与することを目的に次のとおり事業を行います。

事業名	回数等	内容など
寄せ植え教室	年2回	木津川市民対象に、季節の寄せ植え講習及び実習をおこなう。 家庭における緑化推進を促すきっかけ作りや緑とのふれ合いに寄与する。
緑化推進運動 ポスターコンクール	協賛 (1回)	公益財団法人木津川市公園都市緑化協会が主催する緑化推進運動をテーマにしたポスターコンクール(木津川市内小・中学生対象)に協賛し、緑化活動の普及・推進を図る。事業団理事長賞を授与。
緑化推進活動	随時	管理施設内外に季節を楽しめるプランターや花木を設置し、花壇の整備をおこなう。

2) 文化活動を通じた地域振興事業

【定款第4条 第2号事業及び第3号事業、第5号事業】

「学び・集い・楽しむ」ことができ気軽に参加できる各種文化交流教室事業、市民の文化活動の発表やそれらを通じた相互交流の場を提供する参加型事業、身近な会場で芸術文化を気楽に楽しんでいただく鑑賞型事業に取り組みます。

また、地域の団体や木津川市が開催する文化活動を通じた交流事業と連携し、地域間交流が円滑におこなわれるよう積極的に協力を行います。

そして、このような取り組みを市民がひとしく享受できるよう開催事業の早期周知と情報発信を多様な方法で行い、参加者及び入場者の増大を図ります。

各種文化交流教室においては、文化活動を「きっかけ」として、市民の交流活動支援の手段として位置付け、幅広い充実した内容と「サークル」的活動の支援、交流促進に努めます。

開催については、市民のニーズに合わせ、通年・短期、平日・休日と多様な種別で実施し、幅広い層の市民に参加していただけるよう、また気軽に体験・見学できるよう機会の提供に努め、参加しやすいよう取り組みます。今年度は通年開催17教室、短期開催16教室を予定しています。

地域住民が主体となって文化活動の成果を発表する機会である「いずみ de コンサート&作品展」や個人で楽しんでいる趣味活動を披露する「趣味の広場」は、文化活動への関心や新しいことへの活動意欲を高め、そして

それらの文化活動が市民交流へと繋がっており、継続して積極的に働きかけ、文化芸術活動の発表と交流の場の機会提供に努めます。

鑑賞型事業においては、収容人数が180名不足という規模のホールでは、現実的に事業内容と収支、集客の課題もありますが、コンセプトを明確にしながらか開催に取り組んでいる児童や親子対象の「こどもふれあい会」では、様々な体験を通して文化を楽しむ機会を提供し、文化にふれ合う底辺拡大に寄与します。

これら各種事業開催時や教室生にはアンケート調査を実施し、市民のニーズにあった文化振興につながる新たな事業や教室の開催、内容の検討を行っていくことに努めます。

各種事業の実施については、次のとおりです。

参加型・鑑賞型事業

事業名	実施回数	内容
社交ダンスパーティ	年3回	各熟年社交ダンスサークル同士が、社交ダンスを通じて交流を楽しむプログラムでおこなうダンスパーティー。
こどもふれあい会	年2回	子供達が集い、様々な体験をしたり、鑑賞を楽しみながら交流しあう。また、地域で活動している団体（人形劇や音楽）と連携し、地域の文化振興に寄与する。
いずみ de コンサート & 作品展	年1回	音楽やダンス、クラフト系など地域の活動家を募集し、ステージ発表、作品展の機会提供を行い、身近に芸術文化にふれあい、互いに交流を行う。
趣味の広場	随時	家で個人の楽しみとして作っている作品を披露して趣味の交流を行う。 テーマを決めての募集や持込み企画など1回あたり約1ヶ月程度の展示を行う。
IZUMI de Piano	随時	小学生以上を対象とし、ホールの空き時間を活用し、設置しているグランドピアノを開放。気軽にホールで演奏ができる機会を提供し、音楽芸術の振興を図る。

文化交流教室事業

【通年開催】

中央交流会館会場

教室名	実施回数	内容
和裁	月4回	様々な文化活動機会を提供し、文化活動を通じて趣味や気の合う仲間との交流を楽しむ。 シニア層向きの内容を展開。
洋裁	月4回	
着物着付	月2回	
和みの生け花	月2回	
南京玉すだれ	月1回	
KID'S DANCE	月6回	こども対象。文化活動を通して、地域の子供たちの交流を促進する。
リトミック	月3回	
こどもアトリエ	月2回	

西部交流会館会場

教室名	実施回数	内容
透明水彩画	月2回	様々な文化活動機会を提供し、文化活動を通じて趣味や気の合う仲間との交流を楽しむ。 シニア層向きの内容を展開。
おとなの塗り絵	月1回	
オカリナ	月2回	
琴・三味線	月3回	
気軽に始めるギター	月2回	
はじめましてのウクレレレッスン	月1回	
バレエ	月3回	こどもから成人対象。文化活動を通して、幅広い年齢層の交流に繋げる。

山城支所別館会場

教室名	実施回数	内容
絵手紙	月2回	文化活動を通じて交流を楽しむ。
KID'S DANCE	月3回	こども対象に活動や交流を楽しむ。

【短期開催】

中央交流会館会場

西部交流会館会場

教室名	実施回数	内 容
季節の 文化交流教室	年4回	季節感を感じながら様々な文化と出会う機会を提供する。体験を通して共感し、その中で互いに交流を楽しむ。
季節の フラワーアレンジ	年4回	
季節の クラフト教室	年4回	こども対象に季節感あふれる工作を楽しみ、地域の子供たちの交流を推進する。
楽しい文化交流教室	年3回	日本文化・食文化などにふれ合える内容で実施し、関心を高める機会を提供。
楽しい交流教室 (名人シリーズ)	年1回	こども対象に気軽に楽しく体験できる内容で実施し、子供たちに新しい文化体験との出会う機会を提供。

○スポーツ活動を通じた地域振興事業について（公2）

【定款第4条 第2号事業及び第3号事業、第5号事業】

「学び・集い・楽しむ」ことができる各種スポーツ事業を通じて地域住民の交流の場を提供し、健全な子供たちの育成や高齢者スポーツ活動の環境提供等に取り組めます。

年々健康寿命を意識する風潮が高く、成人対象の教室においては高齢者層の参加が多い事から、体力を考慮した誰もが取り組める内容を選定し、健康の保持増進となるよう、またスポーツ活動を通しての仲間づくりや交流が心身の健康の一助となるよう、元気づくりを促す工夫に努めます。

子供対象の教室においては、技術より楽しさを優先し、スポーツを通じての仲間づくりやスポーツを楽しく体験するなど、子供たちの健全な成長の一助となるよう努めます。特に名人シリーズとして定着した「楽しいスポーツ交流教室」では、地域や学年・学校を越えた交流の場となるよう取り組めます。

また、安全面にも十分な配慮をし、スポーツ活動を「きっかけ」として、市民の交流活動支援の手段としてこのスポーツ交流教室を位置付け、文化交流教室同様に開催方法や事業の実施について次のとおり取り組み、今年度は通年開催8教室、短期開催4教室を予定しています。

スポーツ交流教室事業

【通年開催】

中央交流会館会場

教室名	実施回数	内容など
気功太極拳	月3回	シニア層対象。仲間と活動を楽しみ、心身の健康保持を推進する。
こども体育	月3回	幼児から小学生対象。様々な運動を楽しみながら行い、地域の子供たちの交流の場とする。空手は幼児から成人対象。
空手	月3回	

西部交流会館会場

教室名	実施回数	内容など
心と身体にやさしいヨガ	月3回	成人対象。スポーツ活動を通じて健康保持や仲間づくり、交流を楽しむ。
楽しく始めるヨガ	月3回	
背骨コンディショニング	月1回	

山城支所別館会場

教室名	実施回数	内容など
楽しくできる自彊術	月2回	シニア層対象。仲間と活動を楽しみ、心身の健康保持を推進する。

上狛駅東公園会場

教室名	実施回数	内容など
フットサル	月3回	幼児から小学生対象。スポーツを楽しみ、地域の子供たちの交流の場とする。

【短期開催】

中央交流会館会場・西部交流会館会場

教室名	実施回数	内容など
楽しいスポーツ交流教室 (名人シリーズ)	年2回	幼児から小学生対象にスポーツ活動の「きっかけ」作りとして体験する。
日曜日のスポーツ 交流教室	年2回	幅広い年齢を対象にスポーツ活動の「きっかけ」作りとして体験する。

施設運営管理受託事業

【定款第4条 第6号事業】

木津川市から次に掲げる施設の指定管理を受け、各施設の管理と運営を行い、利用者にとって安心・安全・快適で利用しやすい施設の提供と、市民の文化・スポーツ活動を通じた地域交流の場として寄与すべく貸館運営を行います。

また、その機能が十分に発揮されるよう常に清潔の保持に努め、市民の皆様が親しまれ、利用が促進されるような施設運営を行います。

そして設備の経年劣化している現状をしっかりと把握し、事故や不具合を未然に防げるよう、市と連携・協議を行いながら適正な管理運営に努めます。

施設利用者には、長年の施設管理経験を生かした効果的な相談・アドバイスを行ってサポートを積極的に行います。

指定管理施設の名称	所在地	主な施設内容等
木津川市 中央交流会館	木津宮ノ内92	多目的ホール・研修室2室・クラフト室2室・調理教室・会議室2室・和室3室・陶芸窯・多目的広場（ゲートボール場）
木津川市 西部交流会館	相楽高下4番地の9	集会室・会議室2室・和室2室

2 収益事業

○施設を公益目的とした事業以外に貸与する事業及び施設利用者に対するサービス等事業（収1）

【定款第4条 第6号事業及び第7号事業】

1) 指定管理事業

・施設貸与事業

木津川市から指定管理を受けている上記木津川市交流会館2ヶ所を会議や研修会など公益目的事業（文化・スポーツ活動）以外の内容で貸与します。

2) その他施設利用者に対するサービス事業

木津川市より家庭系可燃ゴミ指定袋販売業務を受託し行います。